

松本市里山辺北小松町会細則

第1章 総則

第1条 松本市里山辺北小松町会(以下、町会という)は、当地域に居住するものをもって組織する。

第2条 町会員は相互の親睦をはかり、当町会の発展に努力しなければならない。

第2章 役員

第3条 町会に次ぎの役員をおく。

- 1 町会長1名、副町会長3名、公民館長1名、副公民館長2名、福祉委員(民生児童委員)2名。
- 2 各班に班長をおく。
- 3 副町会長は次ぎの任務を兼務する。総務、会計、衛生、防犯の任務を担当する。
ただし、衛生担当副町会長には補佐役を設けることができる。

第4条 役員の職務は次ぎの通りとする。

- 1 町会長は町会を代表し町政をおこなう。
- 2 副町会長は町会長を補佐し町会業務をおこない、必要に応じ町会長の職務を代行する。
- 3 公民館長は公民館事業の運営をおこなう。副公民館長は公民館長を補佐し必要に応じ館長の職務を代行する。
- 4 福祉委員は町会の福祉について町会長を補佐する。
- 5 当町会は東部、中部、西部に区分し、さらに各班に班長を定める。班長は町会行政の執行者と協力し町会の発展をはかる。

第3章 役員の選出

第5条 町会長、公民館長の選出は、総会で選挙または推薦により決定する。副町会長は、東部1名、中部1名、西部1名を選挙または推薦により各部で決定する。副公民館長は、公民館長の推薦により2名を総会において決定する。福祉委員は、民生児童委員をもって当てる。班長は班内で選挙または推薦により決定する。選挙または推薦を受けたものは、余儀ないと認められる場合以外は、これを辞退することはできない。

役員の決定は3月中におこない新年度から就任する。

第6条 役員の任期は次ぎのとおりとする。

- 1 町会長、公民館長、副公民館長の任期は2年とする。
- 2 その他の役員の任期は1年とする。
上記いずれも再選は妨げない。

第4章 会議

第7条 総会、臨時総会、班長会、その他

- 1 総会は年1回3月に開催する。
- 2 臨時総会は必要に応じ開催する。
- 3 その他の会議は必要に応じ開催する。

第8条 会議の開催と議事に関する事項

- 1 会議は5日前までに協議事項、日時、場所等の通知をおこなう。ただし、緊急の場合はこの限りではない。
- 2 総会及び臨時総会は町内世帯の過半数の出席により成立する。なお、委任状の提出は出席とみなす。また、議事の決定は出席者の過半数をもって決める。
- 3 会議の議長は通常町会長がこれにあたる。ただし町会長の推薦により、町会役員の中から選出することができる。
- 4 総会、臨時総会の場合は別に議長、書記を定める。

第8条—1 班長会において次ぎの事項を報告し承認をもとめる。

- 1 町会、新年度事業計画、予算報告。
- 2 公民館、新年度事業計画、予算報告。
- 3 その他

第8条—2 総会において次ぎの事項を報告し承認をもとめる。

- 1 町会、当年度事業報告、会計報告、新年度事業計画、予算。
- 2 公民館、当年度事業報告、会計報告、新年度事業計画、予算。
- 3 町会規約、公民館管理規定の変更に関する事項。
- 4 その他

第5章 事業

第9条—1 町会各位の協力により次ぎの事業を推進する。

- 1 町会の発展、福利厚生に関する事項。
- 2 町会の経済、文化、衛生、体育の向上に関する事項。
- 3 町会内に構成する各種団体事業を督励し推進する。
- 4 松本市社会福祉協議会里山辺支会北小松分会と連携し、町会福祉を推進する。

第9条—2 町会長は緊急に町会内の事業を実施するため、町会の一般会計では運用でき

ない相当額の出費が予想されるときは、町会役員会で協議し、町会基金の一部を充当することができる。

その場合、次回総会において報告し、承認を求める。

第10条 防災、防犯については、適当な施策で災害の排除に努力する。

第11条 報酬及び補助については次ぎのとおりとする。

- 1 役員に手当を支給する。(別表)
- 2 各種団体にはその事業により助成する。
- 3 町会内の各種の行事は各々の団体に計画と実行を委任し、その経費は町会、公民館費から予算額以内で支出する。

第6章 会計

第12条 町会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第13条 町会の経費は町会費、入会金、その他の収益をもって充当する。

- 1 町会費は(別表 2)のとおり、4月と10月に半年分の集金を班長が行い、部担当副町会長に納入する。
- 2 担当副町会長は、町会会計担当副町会長に納入する。
- 3 新たに町会に居住し町会に入会する場合は、入会金及び町会基金の徴収を行う。ただし、借家にあつては減額するものとする。
(別表 1)入会金は町会の一般会計へ繰り入れする。ただし、町会長が特別な理由であると認めるときは減免することができる。

第7章 町会運営委員

第14条 目的

町会運営の円滑化及び連続性を確保するため。

第15条 人員・数

町会長の判断により適宜置き、複数とすることも可とする。

第16条 手当

町会長の判断で適宜支払うものとする。

第17条 職務

町会長及び総務担当副町会長の指示のもと各副町会長とも連携する。

第18条 選任方法

直近退任副町会長および同公民館役員・委員の中から町会長が合議のもと選出する。

第8章 防災部長

第19条 目的

災害対応強化のため、防災部長を置く。

第20条 管掌

町会長と連携し松本市及び里山辺連合町会の防災活動にあたる。

第21条 手当

町会長の判断で適宜支払うものとする。

第22条 任期

2年とする。

第23条 兼職

町会の他の役職を兼務することはできない。

【付 記】

第11条(別表) 役員手当

副町会長	年 間	40,000円
公民館長	〃	40,000円
副公民館長	〃	20,000円
公民館運営委員	〃	10,000円
班長	〃	5,000円
班長(集合住宅)	〃	3,000円
会計監査	〃	2,000円

第13条(別表 1) 町会入会金、町会基金

一戸建て 町会入会金	5,000円
一戸建て 町会基金	15,000円
借 家	2,000円

第13条(別表 2) 町会費

区分	月額(円)	町会費徴収金額(円)		
		4月～9月	10月～3月	合 計
一戸建て世帯	900	5,400	5,400	10,800
集合住宅世帯	800	4,800	4,800	9,600

※ごみ処理を集合住宅単位で行っているところに居住している世帯は、町会費を2分の1とする。

【旧附則】

この町会規約(旧規約)は平成元年6月4日より施行する。

規約改正(旧規約)

第8条の2	平成 元年度
第15条	平成 元年度
第11条(別表)	平成 2年度
第8条の2	平成 3年度
第14条(別表)	平成 5年度
第9条の2	平成 6年度
第14条及び同(別表)	平成 7年度
第3条	平成13年度
第4条	平成13年度
第5条	平成13年度
第9条の1	平成14年度

※旧規約は平成 16 年 4 月 1 日の町会の法人化による新規約制定に伴い町会細則として運用する。

【新附則】

(施行期日)

- 1 この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則は、令和 2 年(2020 年)4 月 1 日から施行する。

町会費及び役員手当等の改正